社会福祉法人直鞍会役員退任手当規程

(目的)

第１条　この規程は、社会福祉法人直鞍会の役員が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

(適用範囲)

第２条　この規程は、社会福祉法人直鞍会の役員（理事・監事・評議員）に適用し、その者が退任した場合に、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

(退任手当の額)

第３条　退任手当の額は、3 万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（１）　在任期間 1 年以上 6 年未満　1 年につき 100/100

（２）　在任期間 6 年以上 12 年未満　1 年につき 110/100

（３）　在任期間 12 年以上　1 年につき 120/100

(理事長の退任の場合)

第４条　理事長の退任手当の額は、5 万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（１）　在任期間 1 年以上 10 年未満　1 年につき 100/100

（２）　在任期間 10 年以上 20 年未満　1 年につき 125/100

（３）　在任期間 20 年以上　1 年につき 135/100

(法人の都合による退任等の場合)

第５条　法人業務上の傷病又は死亡により退任した者は、5 万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（１）　在任期間 1 年以上 10 年未満　1 年につき 125/100

（２）　在任期間 10 年以上 20 年未満　1 年につき 135/100

（３）　在任期間 20 年以上　1 年につき 150/100

(在任期間の計算)

第６条　退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

２　前項の規定により計算した在任期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、次の場合には、これを 1 年に切り上げる。

（１）　在任期間が 6 ヶ月以上 1 年未満である場合

（２）　第 5 条の規定に該当する場合であって、在任期間が 1 年未満である場合

(支払い方法)

第７条　退任手当は、特別養護老人ホームやすらぎ園会計より、口座振り込みによって支払う。

(遺族の範囲及び順位)

第８条　第 2 条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は配偶者、子、父母の順序とする。

この規程は、平成 23 年 1 月 29 日より適用する